

## 公立病院改革プランの概要

団 体 名		千葉県南房総市					
プ ラ ン の 名 称		南房総市立富山国保病院改革プラン					
策 定 日		平成 21年 3月 31日					
対 象 期 間		平成 21年度 ～ 平成 25年度					
病 院 の 現 状	病 院 名	南房総市立富山国保病院					
	所 在 地	南房総市平久里中1, 410-1					
	病 床 数	51床(一般病床35床・療養病床12床・感染症病床4床)					
	診 療 科 目	全7科(内科・外科・整形外科・リハビリテーション科・消化器科・呼吸器科・肛門科)					
公立病院として今後果たすべき役割(概要) (注)詳細は別紙添付		<p>※高齢化や過疎化が進む不採算地区内であるが、第2次救急医療体制の医療機関として、地域は基より広域的な診療体制の確立を図り、安心な医療の提供に努めます。</p> <p>※国保病院は、被保険者の健康の保持増進を行う施設である事から、市保健事業活動に積極的な関わりを持ち、市民の健康に努めます。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要) (注)詳細は別紙添付		<p>※市の行政改革推進計画及び財政健全化計画との整合性を図り、繰出し基準に基づきながら市の重点事業である事から、現状維持に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○経営基盤強化に要する経費</li> <li>○病院の建設改良に要する経費</li> <li>○救急医療の確保に要する経費</li> <li>○不採算地区病院に対する経費</li> <li>○企業債に関する経費</li> </ul>					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	97.1	93.2	97.7	101.8	105.5	
	職員給与費比率	74.6	78.3	76.1	72.6	70.3	
	病床利用率	74.7	75.1	78.7	83	85.1	
上記目標数値設定の考え方		<p>改革プランの具体的な取り組みにより、外来患者の増加等効果を前提とした目標とした。また、病床利用率の向上を図る事で、収支のバランスとした。病床利用率は、感染症病床は含めない数値です。</p> <p>(経常黒字化の目標年度: 22 年度)</p>					

				団体名 (病院名)	南房総市立富山国保病院		
公立病院としての医療機能に係る 数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度	21年度	22年度	23年度	備考
救急車搬入患者数		270	248	253	258	263	
時間外患者数		1,411	1,210	1,250	1,263	1,288	
手術件数		17	18	20	22	22	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての 具体的な取組及び実施時期	民間的経営手法の導入	※電子カルテ等の導入検討。 ※その他業務の外部委託等の検討。				
		事業規模・形態の見直し	※病床数等の変更は、現在のところ予定していないが、隣接している市所有施設の有効活用について今後検討する。 ※経営形態の見直しは、国の示している期間内に公営企業法全部適用を検討する。				
		経費削減・抑制対策	※医薬品等の共同購入による経費削減。 ※業務量等の状況把握に務め、適正な職員配置を検討し経費削減に努める。 ※長期継続契約の導入を検討し、適正な契約方法の見直しに努める。				
		収入増加・確保対策	※医療圏内の第3次救急医療機関との連携を図り、病床利用の向上に努める。 ※特定健診受診医療機関として、市民等の健診や保健指導業務の充実に努める。 ※他地域に通院の呼びかけをすると共に、通院の利便性向上に努める。				
		その他	※病院に勤務する職員の意識改革に努め、患者満足度の向上に努める。				
各年度の収支計画		別紙のとおり					
その他の 特記事項	病床利用率の状況	17年度	73.20%	18年度	74.70%	19年度	74.70%
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	※病床利用は比較的安定しており、現在病床数等の変更は、予定していないが、隣接している市所有施設の有効活用について今後検討する。 ※病床利用率は、感染症病床は含めない数値です。					

団体名 (病院名)	南房総市立富山国保病院
--------------	-------------

再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の現況	※南房総市立富山国保病院は、千葉県房総半島の南端に位置する、安房地域医療圏に属して おり圏域内には、公立病院は当院を含めて3施設である。 ○鴨川市立国保病院(70床) ○鋸南町立鋸南病院(指定管理者 71床) ○南房総市立富山国保病院(51床)	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	※千葉県保健医療計画が策定されているが、特に方向性は示されていない状況です。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<時期>  平成26年3月	<内容> ①検討・協議の方向性 他市町とは基本的な考え方の違い等もあり、単独では困難な事から、千葉県や安房地域内の医師会等が中心となり協議検討する場があれば、参加したいと考えています。 ②検討・協議体制 当院は、現在検討組織がないので、平成21年度中に評価も含めた検討委員会を組織する予定です。 ③検討・協議のスケジュール、結論を取り纏める時期。 現在の予定では、関係機関と色々な協議調整を図る必要があるため、概ね最終年度の平成25年度内に結論を纏めます。
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に☑を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用	<input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人
	経営形態の見直し(検討)の方向性 (該当箇所に☑を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用	<input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度
	経営形態見直し計画の概要 (注) 1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、①検討・協議の方向性、②検討・協議体制、③検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<input type="checkbox"/> 民間譲渡  <input type="checkbox"/> 診療所化	<input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合  <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制 (委員会等を設置する場合その概要)	※現在組織されていないので、平成21年度内に国保病院改革プランの点検・評価をしていただく く検討委員会を設立します。 構成メンバー 市議会議員・地元医師会・外部有識者等概ね10名程度。	
	点検・評価の時期(毎年〇月頃等)	点検・評価の時期については、毎年決算時期(7月頃)開催する。	
その他特記事項			

(別紙)

団体名 (病院名)	南房総市立富山国保病院
--------------	-------------

## 1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:百万円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	435	438	451	464	486	502
	(1) 料 金 収 入	399	398	412	425	447	463
	(2) そ の 他	36	40	39	39	39	39
	うち他会計負担金						
	2. 医 業 外 収 益	64	64	63	75	75	79
	(1) 他会計負担金・補助金	51	49	50	62	63	66
	(2) 国 ( 県 ) 補 助 金	2	2	2	2	2	2
	(3) そ の 他	11	12	10	10	10	10
	経 常 収 益 (A)	499	502	514	539	561	581
	入	1. 医 業 費 用 b	495	490	526	527	529
(1) 職 員 給 与 費 c		336	326	353	353	353	353
(2) 材 料 費		69	60	69	69	69	69
(3) 経 費		53	65	66	66	66	66
(4) 減 価 償 却 費		33	34	34	35	36	37
(5) そ の 他		4	5	4	4	5	5
2. 医 業 外 費 用		28	27	25	24	22	20
(1) 支 払 利 息		20	18	17	15	14	12
(2) そ の 他		8	9	8	9	8	8
経 常 費 用 (B)		523	517	551	551	551	550
経 常 損 益 (A)-(B) (C)	△24	△15	△37	△12	10	31	
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)						
	特別損益(D)-(E) (F)						
純 損 益 (C)+(F)	△24	△15	△37	△12	10	31	
累 積 欠 損 金 (G)	207	222	259	271	261	230	
不良債務	流 動 資 産 (ア)	344	345	341	343	345	347
	流 動 負 債 (イ)	49	51	53	55	57	59
	うち一時借入金						
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (エ)						
差引 不良債務 (オ)	△ 295	△ 294	△ 288	△ 288	△ 288	△ 288	
[(イ)-(エ)] - [(ア)-(ウ)]							
単 年 度 資 金 不 足 額 (※)	△1	1	△6	0	0	0	
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$	95.4	97.1	93.2	97.7	101.8	105.5	
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	△ 67.8	△ 67.1	△ 63.9	△ 62.1	△ 59.3	△ 57.4	
医 業 収 支 比 率 $\frac{a}{b} \times 100$	87.9	89.3	85.7	87.9	92.0	94.8	
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(c)}{(a)} \times 100$	77.2	74.6	78.3	76.1	72.6	70.3	
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)							
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{a} \times 100$							
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率							
病 床 利 用 率	74.6	74.7	75.1	78.7	83.0	85.1	

(※)N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

○「N年度 単年度資金不足額」=「N年度の不良債務額」-「N-1年度の不良債務額」

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること  
例)「22年度単年度資金不足額▲30百万円」=「22年度不良債務額▲20百万円」-「21年度不良債務額10百万円」

団体名 (病院名)	南房総市立富山国保病院
--------------	-------------

## 2. 収支計画(資本的収支)

(単位:百万円、%)

年度		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 企業債	16	5	7	4	20	20
	2. 他会計出資金	40	40	77	28	28	24
	3. 他会計負担金						
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金						
	6. 国(県)補助金		2	2			
	7. その他						
入	収入計 (a)	56	47	86	32	48	44
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
	純計(a)-(b)+(c) (A)	56	47	84	32	48	44
支	1. 建設改良費	16	7	48	4	20	20
	2. 企業債償還金	59	61	59	41	41	35
	3. 他会計長期借入金返還金						
	4. その他						
出	支出計 (B)	75	68	107	45	61	55
	差引不足額 (B)-(A) (C)	19	20	21	13	13	11
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金	19	20	21	13	13	11
	2. 利益剰余金処分額						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
	計 (D)	19	20	21	13	13	11
	補てん財源不足額 (C)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)						
	実質財源不足額 (E)-(F)	0	0	0	0	0	0

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

## 3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	( ) 51	( ) 50	( ) 51	( ) 62	( ) 62	( ) 66
資本的収支	( ) 40	( ) 41	( ) 40	( ) 28	( ) 28	( ) 24
合計	( ) 91	( ) 91	( ) 91	( ) 90	( ) 90	( ) 90

(注)

- ( )内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。